

==◎福祉政策動向（速報）【全社協 政策委員会】2012. 10. 1（月）==

◆この速報は、政策委員会委員・幹事、都道府県・指定都市社会福祉協議会、関係部・所長・広報室員に配信しています。

○「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会（第8回）」を開催

「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会（第8回）」が、9月28日（金）15時～17時に航空会館（東京都）で開催された。

第7回の検討終了後8月21日～30日にかけて、横浜市、新宿区及び千葉県の生活困窮者の支援に取り組んでいる施設などの現地視察を行い（同部会資料資料2）、今回は、委員長が事務局に資料作成を求めたという位置づけで「生活支援戦略」に関する主な論点（案）が示された。

論点（案）には全体像の他「Ⅰ新たな生活困窮者支援体系に関する論点」と「Ⅱ生活保護制度の見直しに関する論点」（同部会資料1）が示されている。

総合相談、ワンストップ対応を進めるため、論点Ⅰ部分に関連して、総合的な相談窓口を自治体に設置する。相談窓口では、総合的なアセスメント、プランの作成、各機関の連携によるチーム支援等を通して、緊急的な支援、就労支援、家計再建支援、居住の確保、学習支援を各分野の支援事業・機関が進めることにより、生活困窮状態からの脱却について、官民協働の支援体制で進めるとしている。

委員からは、これらの体制については、既に市町村に設置されている支援センター事業との関係で屋上屋とならないようにする必要性、生活支援戦略で想定する対象の関係、運営主体を一つとするのか、様々な機関によるワンストップ体制をつくるのかといった意見が出された。

論点Ⅱの生活保護制度見直しについて、切れ目なく、どの段階（保護開始段階、開始後3～6か月段階、就労開始段階、保護脱却段階、保護脱却後段階）でも就労・自立支援をすすめるための取り組み案が提示された。保護脱却段階では「就労収入積立制度（仮称）」も提案され、保護受給中に原則預貯金ができないが、保護脱却後に各種保険料や税負担が生じ、手取り収入が減ってしまうことへの対策も提案されたほか、就労支援の強化、健康・生活面の改善支援、医療扶助の適正化、不正・不適正受給対策の強化等が示された。

委員からは、生活保護受給者への自立支援や生活困窮者の家計支援は日常生活自立支援事業における支援として、判断能力の十分ではない者には既に行われていること、関連して、家計支援について本人への強制がはたらかないように注意すべき等との意見があった。

論点は、今回と次回（10月17日）の2回に分けて議論し、年内に「生活支援戦略」の最終案を取りまとめる。

資料は、厚生労働省 HP をご覧ください。

⇒ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002kvtw.html>